

[提出書類一覧]

■建設工事(市内業者用・・・市内に主たる営業所を有する者)

	書類名	説明
1	田辺市入札参加資格審査申請書(建設工事)	<ul style="list-style-type: none"> ■別紙様式あり ■国土交通省様式又は和歌山県様式でも可
2	経営事項審査結果通知書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ■直近に経営事項審査を受けた通知書(最新版)とする
3	建設業許可通知書又は建設業許可証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ■建設業法に基づく許可を受けていることを証する書面の写し
4	専任技術者証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ■建設業許可申請時に許可行政庁に提出した「専任技術者証明書様式第八号(1)又は(2)」を提出すること ■許可申請後、専任技術者が変更された場合は、変更時に提出した「専任技術者証明書 様式第八号(1)」を添付すること ■対象業種:建設業を受けた全ての業種
5	建設工事許可及び工事実績一覧表	<ul style="list-style-type: none"> ■別紙様式あり ■土木・建築・電気・管・水道施設工事業の5業種については、「ランク付」欄を設けているので、ランク付けを希望する業種に○を記載すること。ただし、ランク付けできる業種は最大3業種とする
6	指定給水装置工事事業者証の写し	<ul style="list-style-type: none"> ■該当しない場合は提出不要 ■上水道関係と簡易水道関係についてそれぞれ提出すること
7	特例浄化槽工事事業者届出書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ■該当しない場合は提出不要 ■県へ提出した届出書の写しを提出すること ■届出内容に変更がある場合は、「届出事項変更届出書」の写しを提出すること
8	技術職員名簿	<ul style="list-style-type: none"> ■経営事項審査の際に県へ提出したもので可
	技術職員の資格書等の写し	<ul style="list-style-type: none"> ■上記「技術職員名簿」に記載された技術職員全員分を添付すること ■1級・2級施工管理技士は、技術検定合格証明書の写し ■1級・2級建築士は、免許証の写し ■技術士法に基づく資格者は、登録証の写し ■電気工事士法・電気事業法に基づく資格者は、免状の写し ■技能検定合格者は、合格証書の写し ■給水装置工事主任技術者は、免状の写し ■監理技術者資格者証の写し
	技術職員の常勤性が確認できる書面の写し	<ul style="list-style-type: none"> ■健康保険証、雇用保険証、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、源泉徴収簿等の写しのうちいずれか1つ
9	労働安全衛生法関係資格者一覧	<ul style="list-style-type: none"> ■別紙様式あり ■該当しない場合は提出不要 ■該当資格については別表1を参照
	労働安全衛生法による技能講習修了証の写し	<ul style="list-style-type: none"> ■上記「労働安全衛生法関係資格者一覧」に記載された資格者全員分を添付すること
	上記に該当する者の常勤性が確認できる書面の写し	<ul style="list-style-type: none"> ■健康保険証、雇用保険証、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、源泉徴収簿等の写しのうちいずれか1つ ■「8. 技術職員名簿」記載の者と重複する場合は省略可
10	技術者及び労働安全衛生法関係資格者以外の資格者一覧表	<ul style="list-style-type: none"> ■別紙様式あり ■該当しない場合は提出不要 ■土木・建築・電気・管・水道施設工事において主任技術者・監理技術者になり得る資格及び労働安全衛生法関係資格以外に建設工事に関連すると思われる資格を記載すること。
	資格者証等の写し	<ul style="list-style-type: none"> ■上記「技術者及び労働安全衛生法関係資格者以外の資格者一覧表」に記載された資格者全員分を添付すること。
	上記に該当する者の常勤性が確認できる書面の写し	<ul style="list-style-type: none"> ■健康保険証、雇用保険証、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、源泉徴収簿等の写しのうちいずれか1つ ■「8. 技術職員名簿」記載の者と重複する場合は省略可

11	新卒者職員一覧表	<ul style="list-style-type: none"> ■別紙様式あり ■記載にあたっては別表2を参照のこと ■該当ない場合は提出不要
	卒業証書又は卒業証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ■上記「新卒者職員一覧表」に記載された者全員分を添付すること
	卒業後1年以内に雇用し、指名願届出時まで引き続き雇用していることが分かる書面の写し	<ul style="list-style-type: none"> ■健康保険証、雇用保険証、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、源泉徴収簿等の写しのうちいずれか1つ ■上記「新卒者職員一覧表」に記載された者全員分を添付すること ■「8. 技術職員名簿」記載の者と重複する場合は省略可
12	工事経歴書	<ul style="list-style-type: none"> ■経営事項審査にあわせた直近1年分で可
13	納税証明書(市税完納証明書)	<ul style="list-style-type: none"> ■法人の場合は、法人市民税・固定資産税・償却資産税・軽自動車税等、すべての市税に未納がない旨の証明 ■個人の場合は、市県民税・固定資産税・償却資産税・軽自動車税・国民健康保険税等、すべての市税に未納がない旨の証明 ■田辺市役所納税推進室で発行 ■写し可 ■申請日以前3ヶ月以内に発行したものに限る。 ■田辺市では納税証明を取得する際、本人確認のため運転免許証・保険証等を提示いただく必要があります。代理人の方が来られる場合は、委任状と代理人の方の本人確認のための運転免許証・保険証等が必要です。 ■金融機関窓口等で最近納付した市税がある場合は、その際の領収書を完納証明申請時に持参してください。(金融機関等で納付した場合、市役所で反映されるまで多少の時間を要することがあるためです。)
14	【※注】納税証明書(税務署発行分)	<ul style="list-style-type: none"> ■法人の場合は、その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明 ■個人の場合は、その3の2「申告所得税」及び「復興特別所得税」並びに「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明 ■田辺税務署で発行 ■写し可 ■申請日以前3ヶ月以内に発行したものに限る ■様式「その3」は不可。「その3の3」または「その3の2」に限る。
15	消費税課税事業者届出書又は課税期間分の消費税確定申告書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ■税務署に提出した左記書類の写しを提出すること ■消費税免税事業者にあつては、消費税法でいう基準年度の損益計算書又は確定申告書の写し
16	使用印鑑届	<ul style="list-style-type: none"> ■別紙様式あり ■原本とする(写し不可)
17	印鑑証明書	<ul style="list-style-type: none"> ■写し可 ■申請日以前3ヶ月以内に発行したものに限る
18	登記簿謄本又は身分証明書	<ul style="list-style-type: none"> ■法人の場合は登記簿謄本を提出すること ■個人の場合は身分証明書(本籍地の市町村役場で発行)を提出すること ■写し可 ■申請日以前3ヶ月以内に発行したものに限る ■田辺市では身分証明書を取得する際、本人確認のため運転免許証・保険証等を提示していただく必要があります。代理人の方が来られる場合は、委任状と代理人の方の本人確認のための運転免許証・保険証等が必要です。
19	ISO9000シリーズの認証登録証の写し	<ul style="list-style-type: none"> ■該当ない場合は提出不要
20	ISO14000シリーズの認証登録証の写し	<ul style="list-style-type: none"> ■該当ない場合は提出不要
21	エコアクション21の認証登録証の写し	<ul style="list-style-type: none"> ■該当ない場合は提出不要
22	障害者雇用状況調べ	<ul style="list-style-type: none"> ■別紙様式あり ■該当ない場合は提出不要
	障害者手帳の写し	<ul style="list-style-type: none"> ■氏名と等級がわかる部分を添付すること
	上記に該当する者の常勤性が確認できる書面の写し	<ul style="list-style-type: none"> ■健康保険証、雇用保険証、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、源泉徴収簿等の写しのうちいずれか1つ ■「8. 技術職員名簿」記載の者と重複する場合は省略可

	消防団員雇用状況調書	<ul style="list-style-type: none"> ■別紙様式あり ■該当ない場合は提出不要
23	消防団員辞令の写し、又は在団証明書	<ul style="list-style-type: none"> ■辞令の写し又は在団証明書を提出すること
	上記に該当する者の常勤性が確認できる書面の写し	<ul style="list-style-type: none"> ■健康保険証、雇用保険証、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、源泉徴収簿等の写しのうちいずれか1つ ■「8. 技術職員名簿」記載の者と重複する場合は省略可
24	企業年金制度又は退職金一時金制度を導入している場合は、証明する書面の写し	<ul style="list-style-type: none"> ■該当ない場合は提出不要

【※注】平成28年1月から、国税の納税証明書交付請求時の本人確認方法が変更になっています。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/nofu-shomei/shomei/henkou.htm>

※納税証明書(税務署発行の「その3の2」又は「その3の3」)は、電子納税証明書(電子ファイル)での提出も可能です。

電子納税証明書(電子ファイル)で提出される場合は、データを保存したCDを提出してください。(記録媒体は、CDでのみ受付可能です。他の媒体(フロッピーディスク、MO、USBメモリ等)や電子メールでは受付できませんので、ご注意ください。)

なお、提出されたCDは受付後に返却します。

別表1

1. 高圧室内作業主任者
2. 林業架線作業主任者
3. ガス溶接作業主任者
4. 衛生管理者
5. 発破技士
6. クレーン・デリック運転士(床上運転式含む。)
7. 移動式クレーン運転士
8. 潜水士
9. 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者
10. ずい道等の掘削等作業主任者
11. ずい道等の履工作業主任者
12. 型枠支保工の組立て等作業主任者
13. 足場の組立て等作業主任者
14. 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者
15. 鋼橋架設等作業主任者
16. コンクリート橋架設等作業主任者
17. 木造建築物の組立て等作業主任者
18. コンクリート造の工作物の解体等作業主任者
19. コンクリート破砕器作業主任者
20. 酸素欠乏危険作業主任者
21. 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者
22. 車両系建設機械運転技能講習修了者
23. 不整地運搬車技能講習修了者
24. 高所作業車運転技能講習修了者
25. 小型移動式クレーン運転技能講習修了者
26. 床上操作式クレーン運転技能講習修了者
27. 玉掛技能講習修了者
28. 有機溶剤作業主任者
29. 石綿作業主任者
30. 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
31. ガス溶接技能講習修了者
32. 石綿取扱い作業従事者特別教育修了者
33. 車両系建設機械運転特別教育修了者
34. 高所作業車運転特別教育修了者
35. チェーンソー以外の振動工具の取扱の業務に関する安全衛生教育修了者
36. アーク溶接特別教育修了者
37. 巻き上げ機械運転特別教育修了者
38. 自由研削砥石(グラインダ)特別教育修了者
39. 低圧電気取扱特別教育修了者
40. 粉じん作業特別教育修了者
41. 軌道装置の動力車の運転特別教育修了者
42. コンクリートポンプ車の作業装置の操作特別教育修了者
43. ボーリングマシンの運転特別教育修了者
44. 潜函作業(高圧室内作業)特別教育修了者
45. ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転特別教育修了者
46. 安全衛生推進者(初任時)能力向上教育修了者
47. 足場の組立て等作業主任者能力向上教育修了者
48. 玉掛業務従事者教育修了者
49. 車両系建設機械運転業務従事者教育修了者
50. 安全管理者選任時研修修了者
51. 統括安全衛生責任者教育修了者
52. 現場管理者統括管理講習修了者
53. 職長・安全衛生責任者教育修了者
54. 職長のためのリスクアセスメント教育修了者
55. 安全衛生責任者教育修了者
56. 低層住宅のための職長教育修了者
57. 土止め先行工法修了者
58. 小型移動式クレーン運転特別教育修了者

別表2

関連学科
土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地、造園に関する学科を含む。)に関する学科
建築学に関する学科
都市工学に関する学科
衛生工学に関する学科
交通工学に関する学科
電気工学・電気通信工学に関する学科
機械工学に関する学科
林学に関する学科
鉱山学に関する学科

ランク付けに係る新卒者職員採用の主観点数の加点について

ア.専門学科履修者

次のいずれかに該当する者を、卒業後1年以内に雇用し、かつ、本申請時まで連続して雇用している者について、一人につき5点を加点する。ただし、3人を上限とする。

- a 平成26年1月1日以降、本表に掲げる学科を修めて高等学校を卒業した者
- b 平成28年1月1日以降、本表に掲げる学科を修めて大学(短期大学、高等専門学校及び大学又は短期大学と同等以上と国土交通大臣が認めた専門学校等を含む)を卒業した者

イ.非専門学科履修者

次のいずれかに該当する者を、卒業後1年以内に雇用し、かつ、本申請時まで連続して雇用している者について、一人につき3点を加点する。ただし、3人を上限とする。

- a 平成26年1月1日以降、本表に掲げる学科以外の学科を修めて高等学校を卒業した者
- b 平成28年1月1日以降、本表に掲げる学科以外の学科を修めて大学(短期大学、高等専門学校及び大学又は短期大学と同等以上と国土交通大臣が認めた専門学校等を含む)を卒業した者